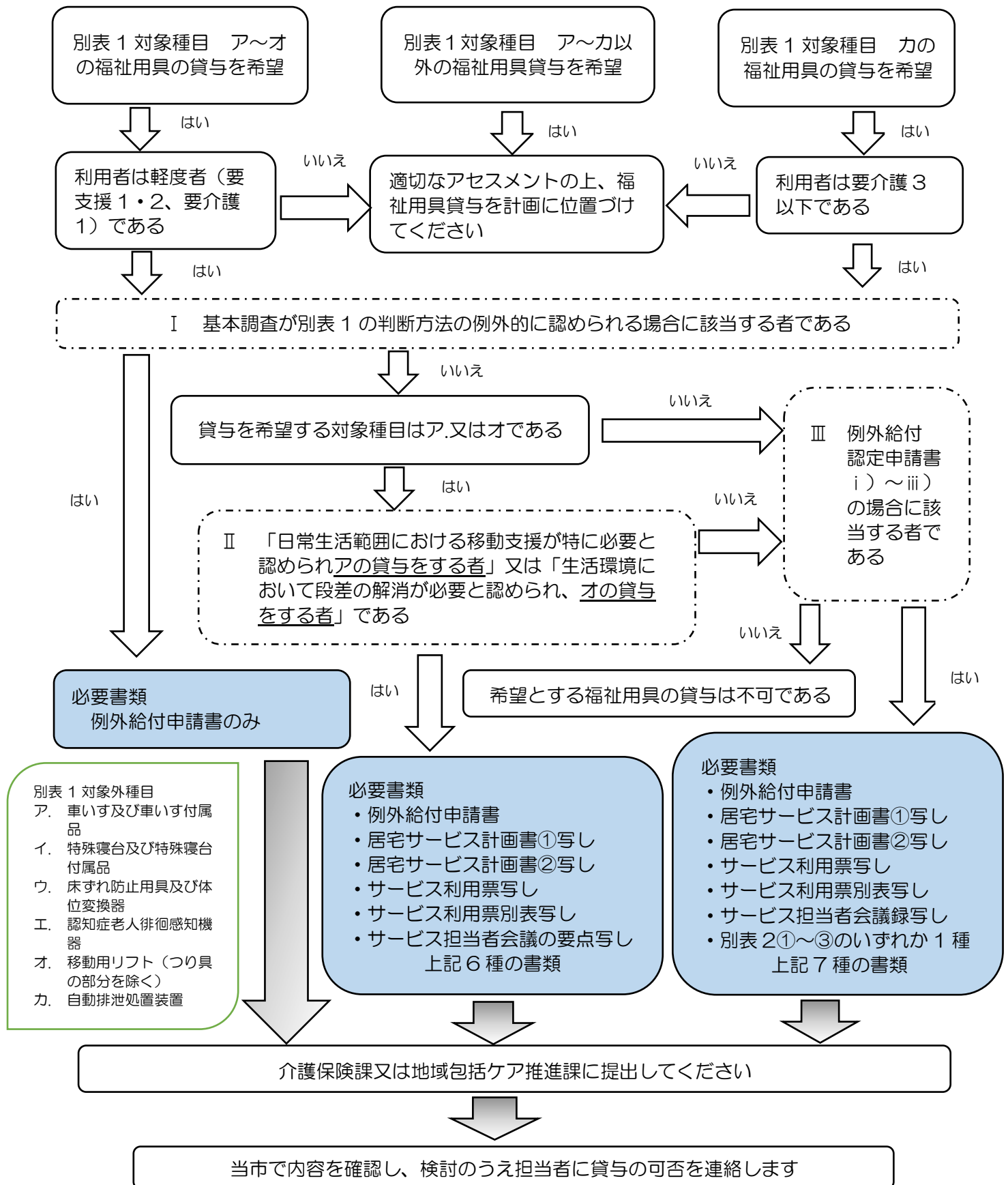


軽度者に対する福祉用具貸与 算定フローチャート



- ・上記 I に関しては別表 1 の判断方法の例外的に認められる場合に該当する者、II に関しては移動支援や生活環境から必要な場合に該当する者、III に関しては医学的な所見から必要な場合に該当する者です。
- ・軽度者（カの場合は要介護 3 以下）でアとオの福祉用具貸与を希望する者については I、II、III のいずれか、その他イ、ウ、エ、カの福祉用具貸与を希望する者については I または II のどちらかで必要な状態に応じて必要書類を提出してください。